

国有財産一般競争入札のしおり
(令和8年度第1回期間入札)

物件番号	所在地	区分	種目	数量	最低売却価格
1	長野県中野市三好町一丁目9 28番1 (中野労働基準監督署第二課 長宿舍庁舎跡地)	土地	宅地	211.63 m ²	4,060,000 円

厚生労働省 長野労働局

問合せ先

長野労働局

総務部総務課 会計第三係

〒380-8572

長野市中御所1-22-1

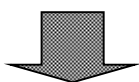
TEL 026-223-0550

FAX 026-223-0587

一般競争入札(期間入札)による購入手続きの流れ

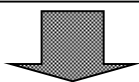
現地説明会

現地説明会は行いませんので、入札希望者は当局が配付する資料を参考に各自において現地を確認し、諸規制の状況などについても確認して下さい。



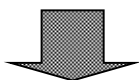
入札保証金の納付

入札保証金(入札金額の5%以上)を国が指定する口座へ振り込んでいただきます。



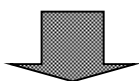
入札

入札受付期間内に、入札書等の関係書類を持参又は「簡易書留」で郵送して下さい。



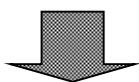
開札・落札者の決定

開札は、国有財産売払公示書に記載してある日時及び場所で行います。
開札結果は、入札参加者に文書で通知します。



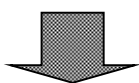
契約

落札決定の日から10日以内に売買契約を締結していただきます(契約額に応じた収入印紙が必要となります)。



売買代金の支払い

契約締結時に契約保証金(売買代金の1割以上)を納付し、契約日を含めて10日以内に全額をお支払いいただきます。



所有権の移転登記

所有権移転登記の手続きは当局で行います。その際に必要となる登録免許税の費用は購入者の負担となります。登録免許税の金額は、別途通知します

目 次

国有財産の一般競争入札案内	1
国有財産売払公示書(写)	9
入札要領	11
国有財産売買契約書(案)	15
入札書類記入方法	20

【入札関係添付書類】

- ・ 入札書
- ・ 入札保証金提出書
- ・ 入札保証金振込証明書
- ・ 委任状
- ・ 役員一覧
- ・ 誓約書

国有財産一般競争入札（期間入札）のご案内

1 はじめに

入札及び契約手続きにて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
入札の参加にあたっては、「入札要領」（11～14 ページ）を熟読のうえ参加してください。

物件は、現状有姿（あるがままのすがた）での引渡しとなりますので、工作物や樹木などの越境等については、現況のままの引渡しとなります。

入札参加希望者は、本入札案内書及び公示書等により、必ず現地において土地の状態をご確認いただき、諸規制の状況等にもご留意ください。

※ 現地確認にあたっては、ご近所の迷惑とならないようご配慮をお願いします。

2 入札物件及び入札受付期間等

入札物件	入札物件は、「国有財産売買公示書」のとおりです。
入札受付期間	令和 8年 6月 5日（金）午前9時00分から 令和 8年 6月16日（火）午後5時00分《必着》まで
入札受付場所	長野市中御所1-22-1 長野労働局 総務部 総務課 会計第三係
開札日時	令和 8年 6月 17日（水） 開札時刻：午前10時30分から
開札場所	長野市中御所1-22-1 長野労働局 1F相談室

3 入札参加者の資格及び入札の参加方法

(1) 入札参加者の資格

予算決算及び会計令第70条及び第71条に規定する者、並びに国有財産法第16条の規定に該当する者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者以外の方なら、どなたでも参加できます。

（注）予算決算及び会計令、国有財産法については、10 ページを参照願います。

(2) 入札の参加方法

入札に参加しようとする場合は、「入札書」等の関係書類の配付を受け、入札保証金を最寄りの金融機関窓口（ゆうちょ銀行（郵便局）は除く）から、長野労働局が指定する口座に振り込み、書類を整えて郵送又は持参していただきます。

入札者及びその関係者のみ開札会場へ入場いただけますが、出席は自由です。

(3) 入札にあたっての留意事項

- ① 入札参加にあたっては、「入札要領」(11～14 ページ) 及び当入札案内を熟読のうえ参加して下さい。
- ② 物件概要と現況とに差異が生じている場合は現況が優先し、契約の物件引渡しも現状有姿で行われます。 契約後、何か出土した場合などや工作物の倒壊といった場合も国は一切責任を負いません。
また、入札物件に越境物がある場合についても、現況のまま引渡しとなります。その処理については相隣関係間で行ってください。
- ③ 隣接地との境界は、国と隣接地所有者との間で確定済みですので、国として再度の立会いは行いません。契約後、境界について紛争等が生じた場合も一切関与しません。
- ④ 土地の現地説明会は実施しませんので、入札参加者は事前に境界や都市計画上の規制、各種規制等について、必ずご自身でご確認ください。

4 入札書等用紙の配付

入札に参加しようとする場合は、入札書等の用紙を、公示日から令和8年6月16日(火)12時までの間の受付時間内(9時00分～17時00分、但し12時00分～13時00分の間、及び土・日曜日・祝日は除く)に、下記の場所において「国有財産一般競争入札のしおり」とともに入手してください。

※郵送でもお求めになれますが、その場合は事前に下記までご連絡いただき、270円分の切手を貼付した返信用の封筒(角2封筒)を、郵送していただくことになります。

〒380-8572 長野市中御所1-22-1
長野労働局 総務部総務課 会計第三係 (Tel 026-223-0550)

5 入札保証金の納付等

- (1) 入札に参加する前に、入札保証金として入札金額の100分の5以上(円未満切上)に相当する金額を、最寄りの金融機関窓口(ゆうちょ銀行(郵便局)は除く。)から、当該金融機関の所定用紙「振込依頼書」を使用し、下記の口座に振り込んでください。

銀行名・支店名	八十二長野銀行 本店営業部
種別・口座番号	普通預金 1191947
振込先口座名義	長野労働局 主任歳入歳出外現金出納官吏 厚生労働事務官 大日方 真一
フリガナ	チノノロトウゴク シュニシヤイニユサイシュツカ イゲンキンスイトウカリ コウセイロウトウジムカン ヂノタ シンイチ

- (注1) 振込手数料は、入札参加者の負担となります。
- (注2) ATM、インターネットバンキングによる振り込みは無効となります。
- (注3) 複数の物件に入札される場合には、物件ごとに振り込んでください。
- (注4) 振り込み手続きを完了した際には、必ず取扱店領収印のある「振込受付書」を受け取っていただき、「入札保証金振込証明書」の裏面に貼付してください。

(注5) 例：入札金額 12,345,678 円の場合、
12,345,678 円×5%＝617,283.9 円（円未満切上げ）⇒617,284 円以上（入札保証金額）の
振込みが必要となります。

(2) 入札執行後において、入札保証金は、落札者を除き、入札参加者が指定する金融機関（**金融機関の代理店を除く**）の預金口座へ振り込む方法により還付しますので、入札保証金提出書の返還先欄には、金融機関名、預金の種類、口座番号、口座名義人氏名、フリガナを正確に記入して下さい（返還先口座名等の記載内容に不備がある等、入札者の責に帰すべき事由により、長野労働局からの振込に「組戻し」等が生じた場合、組戻し等に係る手数料及び再振込手数料について入札者の負担とさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。）。

なお、金融機関への振込手続きには数日の期間を要しますのでご了承ください。

また、落札者の決定を留保した場合は、落札者を決定するまでの間、当該物件の入札者に係る入札保証金の還付を留保します（「8 落札者の決定方法」を参照）。

ただし、開札後、入札参加者から落札決定前に入札を辞退する旨の申し出があった場合には、入札保証金を還付します。

なお、入札保証金は、返還時の振込手数料を差し引いた上でお返しいたします。

(3) 入札保証金提出書の提出者氏名と、返還先口座名義人氏名及び入札保証金の振込者はすべて同じ氏名である必要があります。

(4) 入札保証金には利息を付しません。

6 入札方法及び入札時に提出する関係書類

(1) 入札は、上記4により配付を受けた入札書等の用紙を使用し、入札書提出用封筒に「入札書」のみを入れて封をした後、その封筒と入札に必要な下書類を郵送用封筒に入れて、長野労働局総務部総務課会計第三係あて「簡易書留郵便」により郵送で提出してください。

なお、上記2の入札受付期間であれば、午前9時00分から正午、午後1時から午後5時00分までの間（土・日曜日及び祝日等を除く。）は、上記2の入札場所に持参して提出することもできます。

(注意事項)

○ 入札書の受付後は、入札を取消すことや入札書の記載内容の変更は出来ません。

○ 入札書の記入にあたっては、入札書の注意事項に従い、間違いのないように記入してください。また、共有名義で参加される場合は共有者全員の住所、氏名を記入し、押印してください。

○ 入札締切日までに到着しない入札は無効となりますので、郵送により入札を行う場合には十分余裕をみて、早めに送付してください。

○ 入札書の記載例を22ページに掲載していますので参照してください。

(2) 入札保証金提出書・入札保証金振込証明書

上記5(1)の振込みの際に受領した**金融機関の領収印のある「振込受付書」の原本**を「**入札保証金振込証明書**」の裏面に貼付して、**入札保証金提出書**とともに提出してください。（記

載例は、23～25 ページ)

(注意事項)

○ 入札保証金提出書と、振込受付書原本が貼付された入札保証金振込証明書の提出が無い場合は、長野労働局口座に現金が納めてあっても、入札は無効となります。

(3) 誓約書

入札参加者は、誓約書を作成し、提出してください。(記載例は、28 ページ)。

また、入札者が法人の場合には、「役員一覧」を添付してください。(記載例は 27 ページ)。

(4) 委任状

代理の方が入札される場合には、委任状に委任者の印鑑証明を添付して提出して下さい(記載例は、26 ページ)。

次のような場合は、代理をたてる必要はありません。

○ 入札者本人から依頼を受け、代わりに入札書を持参する場合

○ 入札者本人から依頼を受け、代わりに開札会場へ来場する場合

なお、入札者住所と連絡先が違う場合は、郵送用封筒の裏側余白に住所とは別に連絡先も記入して下さい(通知等は連絡先へ発送いたします。)

(5) 入札の無効

入札が無効となる場合について入札要領の第9条(12～13 ページ)に定めてありますので、十分ご注意下さい。

7 条件

(1) 公序良俗に反する使用等の禁止

落札者は、国有財産売買契約締結の日から 10 年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するもののある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはなりません。

(2) 風俗営業等の禁止

落札者は、国有財産売買契約締結の日から 10 年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはなりません。

(3) 実地調査等

① 国は、上記(1)、(2)の履行状況を把握し、条件違反を未然に防止するため、必要があると認めるときには、実地調査を実施し、又は報告若しくは資料の提出を求めることがあります。

② 落札者は、正当な理由なく上記①に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若

しくは資料の提出を怠ってはなりません。

(4) 違約金

落札者は、上記(1)及び(2)の条件に違反した場合は、国の定める金額を違約金として国に支払わなければなりません。

8 落札者の決定方法

(1) 開札の結果、国の予定価格(最低売却価格)以上で、かつ、最高金額の入札をした者を落札者と決定します。

ただし、国の予定価格(最低売却価格)以上で最高の価格をもって入札した者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合は、当該入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保するとともに、当該物件に係るすべての入札参加者へその旨を通知します。

入札要領第9条(12~13ページ)に規定する排除要請が行われなかった場合は、落札候補者を落札者と決定するものとし、同条に規定する排除要請が行われた場合は、落札候補者の入札を無効とするとともに、国の予定価格(最低売却価格)以上で入札した他の者(警察当局から排除要請が行われなかった者に限る。)のうち最高の価格をもって入札した者を落札者と決定します。

なお、落札決定を留保した場合は、落札者を決定するまでの間、当該物件に入札した入札者の入札保証金については返還することができません。

ただし、開札後、入札参加者から落札決定前に、「入札辞退届」を提出された場合には入札保証金を返還します。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちにくじ引きによって落札者を決定します。当該入札者が開札会場に来場されていない場合や、くじを引かれない方があるときは、長野労働局の指定した者が代わってくじを引きます。

なお、落札となるべき同価の入札者に落札候補者がいる場合には、当該落札候補者が警察当局から排除要請がある者であるか否かについて確定するまでは、くじ引きを留保します。

(3) 開札結果及び落札価格は、入札参加者全員に文書で通知します。なお、電話による開札結果の照会は、身分確認ができないためお断りしています。

9 契約の締結等

(1) 落札された方は、落札決定の日から10日以内に売買契約を締結しなければなりません。期限までに適正な契約を締結されない場合には落札は無効となり、入札保証金は国庫に帰属することとなりますので、ご注意下さい。

(注) 契約期限が土・日曜日及び祝日等の場合は、その前日が契約期限となります。

また、上記8により落札者の決定を留保した場合の契約締結期限については、別途通知することとします。

(2) 落札された方には、契約締結の際、上記7に規定した入札にあたって付す条件に違反しない旨の

「誓約書」を提出していただきます。

- (3) 「国有財産売買契約書（案）」については、15～19 ページをご確認下さい。
- (4) 国有財産売買契約書（国保有のもの1部）に貼付する収入印紙及び所有権移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に必要な費用は落札者の負担となります。
- (5) 売買契約の締結の場所は、長野労働局とします。

10 売買代金の支払い方法

売買契約締結と同時に契約保証金として契約金額の1割以上の金額を納付していただき、売買代金と契約保証金の差額を国が発行する納入告知書により、売買契約締結の日から（契約日を含む）10日以内に納付していただきます。

- 入札保証金を契約保証金に充当することもできますので、その場合、契約締結日には契約保証金との差額をご用意下さい。なお、契約保証金は、売買代金の納付が行われなかった場合には国庫に帰属することとなりますので、ご注意ください。

（注意事項）

- 売買代金の分割納付はできません。
- 売買契約締結の日から10日目が土・日曜日及び祝日等、金融機関の休業日となる場合には、直前の金融機関の営業日が納付期限となります。

11 所有権の移転等

売買代金全額の納付が行われたときに所有権の移転があったものとし、物件を引き渡したものとします（物件は現状有姿での引渡しとなります）。

また、所有権の移転登記は、物件の引渡し後、国が行いますが、所有権の移転登記に必要な登録免許税は、落札者の負担となります。

なお、不動産登記にあたり、個人については住民票（抄本）、法人については法人登記簿謄本及び印鑑証明を提出していただくこととなります。

（注意事項）

- 提出する住民票等は、発行後3カ月以内のものに限ります。
- 外国人の方は、住民票抄本に代えて外国人登録証明書を提出していただきます。

12 個人情報について

入札の参加のために提出された書類等に記載された個人情報は、原則、入札事務のみに使用し、その他の目的には一切使用いたしません。

ただし、入札参加資格の確認のため、警察当局へ情報提供する場合があります。

1 3 契約内容の公表

契約締結したものは、その契約内容（物件所在地、区分・数量、契約日、契約金額、個人・法人の区分。なお、法人にあつては業種を付記する。）を公表することとなります。

ただし、契約金額については、契約者の同意を得られた場合のみ公表することとなります。

1 4 契約不適合責任について

売買契約締結後、引渡しの日から2年以内に物件に種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものがあるときは、速やかに長野労働局までお申し出下さい。

本件については、国有財産売買契約書第8条の2に記載があります。

1 5 その他参考事項

(1) 国有財産売払公示書及び入札要領に定めのない事項は、すべて会計法規の定めるところによって処理します。

(2) 最新の印紙税額については、国税局のホームページを参考にして下さい。不動産の売買にかかる文書になりますので、1号文書の欄を参照してください。

(3) 登録免許税（所有権移転登記を行う際に必要になります。金額は契約書に別途通知します）

$$\text{課税標準の価格} \times \text{登録免許税率 (1000 分の 20)}$$

(注) 課税標準の価格は、固定資産税課税台帳価格（入札物件の近傍宅地の固定資産税課税台帳価格に比準して算定）です。

提出書類（提出前に再度確認してください）

入札関係書類		提出書類	
		個人	法人
① 入札参加資格関係書類提出用封筒（角2）	所定様式 （長野労働局から 配付されたもの）	○	○
② 入札書提出用封筒（長3）		○	○
③ 入札書（上記②に入れる）		○	○
④ 入札保証金振込受付書（注1）	各金融機関の 所定様式	○	○
⑤ 入札保証金提出書類 ・ 入札保証金提出書 ・ 入札保証金振込証明書	所定様式 （長野労働局から 配付されたもの）	○	○
⑥ 役員一覧表		—	○
⑦ 誓約書		○	○
⑧ 委任状		△（注2）	△（注2）
⑨ 委任状の印鑑証明	—	△（注2）	△（注2）

（注1）入札保証金の振込用紙は、入札保証金の振込のため利用する各金融機関の所定用紙（振込依頼書）をご利用いただき、金融機関の領収印のある「振込受付書」の原本を「入札保証金振込証明書」の裏面に貼付して提出してください。

（注2）代理人による入札の場合のみ必要となります。

国有財産売払公示書

国有財産の売却について、下記のとおり一般競争入札（期間入札）により売払いします。

記

1. 売払物件

物件番号	所在地	区分	種目	数量	最低売却価格
1	長野県中野市三好町一丁目928番1	土地	宅地	211.63 m ²	4,060,000 円

2. 公示期間

本公示の日から令和8年6月16日（火）まで

3. 競争参加者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条に規定に該当する者
- (2) 国有財産に関する事務に従事する者にあつては、国有財産法第16条の規定に該当する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条6号に規定する暴力団員及び警察当局から排除要請がある者

4. 国有財産の一般競争入札案内書及び入札書等の配付方法

下記7の⑤の照会先において配付。

※郵送でも配付しますが、事前に下記7の⑤まで連絡した上で、270円分の切手を貼付した返信用の封筒（角2封筒）を、郵送してください。

5. 入札保証金

- (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上とする。
- (2) 納付方法は、最寄りの金融機関窓口から長野労働局が指定する口座に入札前に納付する。
- (3) 不落札者に返還する入札保証金には利息を付さない。

6. 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札受付期間
令和8年6月5日（金）9時から令和8年6月16日（火）17時まで
- (2) 開札日時及び場所
令和8年6月17日（水）10時30分から
長野市中御所1-22-1 長野労働局 1F相談室

7. 入札書の提出方法等

入札は、上記第4項により交付を受けた入札書等の用紙を使用し、入札書提出用封筒に入札書のみを入れて封をし、その封筒と入札保証金提出書等関係書類を郵送用封筒に入れて、次の①か

②により提出する。なお、入札書の提出後、入札を取り消すことや入札書の記載内容に係る変更はできない。

① 簡易書留郵便による提出。（受け取りまでの確認が必要なため）

② 上記第6項の期間であれば、午前9時から正午、午後1時から5時までの間、長野労働局4階総務課会計第三係への持参

③ 契約不履行

落札者が落札決定の日から10日以内に契約を結ばない場合には、その落札は無効となり、上記第5項（1）の入札保証金は国庫に帰属する。

④ 契約書作成の要否及び売買代金支払方法等

- (ア) 契約書の作成を要する。
- (イ) 契約締結時に契約保証金（売買代金の1割以上）を納付し、契約日を含めて10日以内に全額を支払う。
- (ウ) 契約締結は長野労働局（下記⑤）において行う。

⑤ 入札関係書類に関する照会先

〒380-8572 長野市中御所1-22-1

長野労働局 総務部総務課 会計第三係 畑

TEL：026-223-0550 FAX026-223-0587

⑥ 現地説明会

実施しない。

⑦ その他

- (ア) 入札参加申込書を提出しない者は、入札への参加を認めない。
- (イ) 競争に参加する資格を有しない者がした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。
- (ウ) この一般競争入札を行う場合において、了知し遵守すべき事項は「国有財産の一般競争入札のしおり」による。
- (エ) 売買契約締結後に契約内容（物件所在地、登記地目、数量、応札者数、開札結果、不落等随時契約の有無、契約年月日、契約金額、契約相手方の個人・法人の区分、法人にあつては業種）を公表することとなる。

以上公示する。

令和8年5月28日

厚生労働省所管国有財産部局長
長野労働局長 木村 聡

【参考法令】

○予算決算及び会計令（抄）

（一般競争に参加させることができない者）

第70条 契約担当官等は、売買、賃借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

（一般競争に参加させないことができる者）

第71条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- （1）契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - （2）公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - （3）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - （4）監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - （5）正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - （6）この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

○国有財産法（抄）

（職員行為の制限）

第16条 国有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る国有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

- 2 前項の規定に違反する行為は、無効とする。

入 札 要 領

入札希望者は、国有財産売払公示書及び本要領を熟読のうえ入札してください。

第 1 条 長野労働局にかかる国有財産売払いの入札については、他の法令に定めるもののほか、この入札要領によるものとします。

第 2 条 物件の引渡しは、現状有姿（あるがままの姿）とします。したがって、落札者は、地積・地盤の状態・水道管・ガス管等の埋設状況、近隣の状況等、事前に公告された内容に相違が認められても、これを理由として契約の締結を拒否すること又は契約締結後に当該契約の解除を要請することはできません。（契約締結時に同条に係る念書の提出をいただきます。）

2 物件の状態については、入札前に必ず現地確認及び諸規則の状況等の調査を行ってください。

第 3 条 代理人が入札する場合は、入札書の提出と同時に必ず当局指定様式の委任状を提出しなければなりません。

第 4 条 入札会場には、入札者及び代理人以外の者は入場できません。

第 5 条 入札は当局から交付を受けた入札書に必要な事項を記入し、入札書のみを指定の封書に入れた上で封をし、入札関係書類とともに郵便用封筒により、入札受付期間内に「長野労働局総務部総務課会計第三係」あて簡易書留郵便により郵送又は持参によって提出しなければなりません。

2 入札締切日までに到着しない入札は無効となりますので、郵送により入札を行う場合は十分余裕をみて早めに送付して下さい。

第 6 条 入札者は入札前に入札保証金として、入札金額の100分の5以上（円未満切上）に相当する金額を所定の方法により、長野労働局が指定する口座に振り込み、受領した「振込受付書」を「入札保証金振込証明書」裏面に貼付し、「入札保証金提出書」と一緒に提出して下さい。

2 「入札保証金提出書」等に記載する入札者住所・入札者氏名は入札書と一致させて下さい。

3 入札保証金の納付後は、その取消し又は変更は出来ません。

第 7 条 入札書には、入札者の住所氏名を記入の上、押印するものとし、又金額の記入は

算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入して下さい。

- 2 開札後落札者以外の方へ入札保証金を返還する場合は、あらかじめ入札者が指定した銀行等の預貯金口座へ振り込みますので、入札保証金提出書の入札保証金返還請求欄に金融機関名、店舗名、預貯金の種類、口座番号及び口座名義人氏名を正確に記入して下さい。なお、入札保証金は、返還時の振込手数料を差し引いた上でお返しいたします。

第 8 条 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできません。

第 9 条 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- 1 公示書又は本要領の条項に違反するもの
- 2 誓約書（法人の場合は役員一覧も添付）を提出していないもの
- 3 入札書に入札者の住所、氏名の記入及び押印のないもの
- 4 代理人により入札する場合、入札書に入札者及び代理人の住所、氏名の記入及び押印のないもの
- 5 入札書の金額を訂正したもの、金額の記載が明確でないもの
- 6 担当者等が入札書不完全と認めたもの
- 7 所定の入札書以外の用紙を使用して行ったもの
- 8 第 6 条に規定する入札保証金を差し出さないもの
- 9 第 6 条に規定する入札保証金提出書の提出がないもの
- 10 第 6 条に規定する入札保証金振込証明書及び振込受付書の提出がないもの
- 11 一人で 2 通以上の入札をしたもの
- 12 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定並びに国有財産法第 16 条の規定に該当する者が入札したもの
- 13 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者が入札したもの

なお、警察当局から排除要請がある者とは、次の要件のいずれかに該当するものとして警察当局から排除要請を受けた者をいう。

- ① 当該物件を暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の事務所その他これに類するものの用に供しようとするもの

（注）「これに類するもの」とは、「公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるもの」をいう。

- ② 暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

③ 次のいずれかに該当するもの

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう）の役員等が暴力団員であるもの又は暴力団員がその経営に実際的に関与しているもの

（注） 「役員等」とは、個人である場合はその者、法人である場合は役員又はその支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。

イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団員を利用するなどしているもの

ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供給するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与しているもの

エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用しているもの

14 ①～③の依頼を受けて入札に参加しようとするもの

15 入札関係提出書に虚偽の記載があるもの

16 最低売却価格を下回る価格で入札したもの

第10条 開札は、国有財産売払公示書において公示した時間及び場所に、国の指定した者を立会させて行います。なお、入札者等入札関係者の出席は自由ですが、開札会場への入場に際し、入札物件及び入札者名により入札関係者であることの確認をさせていただきます。

第11条 落札者は、国の予定価格（最低売却価格）以上で最高の価格をもって入札した者とします。

ただし、国の予定価格（最低売却価格）以上で最高の価格をもって入札した者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合は、当該入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保するとともに、当該物件に係るすべての入札参加者へその旨通知します。第9条に規定する排除要請が行われなかった場合は、落札候補者を落札者と決定するものとし、同条に規定する排除要請が行われた場合は、落札候補者の入札を無効とするとともに、国の予定価格（最低売却価格）以上で入札した他の者（警察当局から排除要請が行われなかった者に限る。）のうち最高の価格をもって入札した者を落札者と決定します。

また、落札者となる同価の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじで落札者を決定します。

なお、落札者となる同価の入札者に落札候補者がいる場合には、落札候補者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定するまでは、くじ引きを留保

します。

第12条 開札結果については、入札者に速やかに文書をもって通知します。

第13条 非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。）が落札者となった場合で、外国為替令（昭和55年政令第260号）第11条第3項の規定により、財務大臣の許可を要するものであるときは、契約は財務大臣の許可があったときに有効とします。

第14条 入札保証金は、落札者を除き、第7条第2項に規定する方法により速やかにこれを還付します。

2 落札者の入札保証金は第18条に定める契約保証金に充当します。

3 落札者の決定を保留した場合は、落札者を決定するまでの間、当該物件の入札者に係る入札保証金の還付を留保します。

第15条 落札者は、落札決定後直ちに、個人については、住民票（外国人の場合は外国人登録済証明書）2通及び印鑑登録証明書1通を、法人については、法人登記の現在事項全部証明書2通及び印鑑登録証明書1通を提出しなければなりません（いずれも発行後3か月以内のもの）。

第16条 落札者が落札決定の日から10日以内に契約を締結しない場合には、その落札者は無効となり、入札保証金は国庫に帰属することになります。

第17条 落札者は、契約締結しようとするとき、第15条の規定により契約保証金に充当する入札保証金を含めて、契約保証金として契約金額の100分の10以上（円未満切上）に相当する金額を現金で納付しなければなりません。

2 落札者が契約締結後、契約書に規定する義務を履行しないときは、契約を解除し、契約保証金は国庫に帰属することになります。

第18条 前条の契約保証金は、売買代金に充当します。

第19条 入札に参加した者は、入札後この要領、図面、契約書及び現地等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

第20条 契約を締結した場合は、当該契約内容（物件所在地、区分、数量、契約年月日、契約金額、個人・法人の区分、法人は業種を付記）を公表することとします。

第21条 本要領に定めのない事項は、すべて会計法令の定めるところによって処理します。
ただし、会計法令によることが適当でない場合及び入札の続行が不可能と担当官が判断した場合は、この入札を中止することができます。

このことに対する異議は認めません。

(案)

収入印紙

国有財産売買契約書

売払人国（以下「甲」という。）と買受人〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により国有財産の売買契約を締結する。

（売買物件）

第1条 売買物件は次のとおり。

所在地	区分	数量	備考
長野県中野市三好町一丁目928番1	土地	211.63 m ²	

（売買代金）

第2条 売買代金は金 （落札金額） 円とする。

（契約保証金）

第3条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として金 （売買代金の1割以上の金額：円未満切上） 円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金のうち、金 （希望金額） 円は入札保証金より充当するものとする。

3 第1項の契約保証金は第16条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

4 第1項の契約保証金には利息を付さない。

5 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

6 甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を国庫に帰属させることができる。

（代金の支払い）

第4条 乙は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた金 （売買代金から契約保証金を差し引いた金額） 円を、甲の発行する納入告知書により、令和 年 月 日までに甲に支払わねばならない。

（登記嘱託請求書等）

第5条 乙は、本契約締結の際にあらかじめ登録免許税相当額の印紙又は現金領収書を添付した登記嘱託請求書を、甲に提出しなければならない。

（所有権の移転）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付した時に乙に移転する。

（売買物件の引渡し）

第7条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転した時に引き渡しがあったものとする。

（特約条項）

第8条 乙は、売買物件が売買契約書添付の物件調書等（別紙）記載の内容であることを了承したうえで、売買物件を買い受けるものとする。

(契約不適合責任)

第8条の2 乙は、引き渡された売買物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、引渡しの日から2年以内に甲に通知したものに限り、次のとおり修補請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることができる。この場合、甲又は乙は、相手方に対し協議の申し入れをすることができる。

- (1) 修補をする場合において、甲は、乙に不適当な負担を課すものでないときは乙が請求した方法と異なる方法による修補をすることができる。
 - (2) 修補に要する費用が売買代金の額を超過する場合には、甲は修補責任を負わない。
 - (3) 本条の不適合責任が、本契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰すことができない事由によるものであるときを除き、乙は、甲に対し、損害賠償を請求できる。
 - (4) 前号の損害賠償額は、売買代金の額を限度とする。
 - (5) 本条の契約不適合により、乙が本契約を締結した目的が達せられないときは、本契約を解除することができる。
 - (6) 本条の契約不適合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除のいずれもすることはできない。
- 2 前項の契約不適合について、乙は、甲に対して、代金減額を請求することはできない。
- 3 乙が本契約締結時に第1項の契約不適合を知っていたときは、甲は本条の責任を負わない。
- 4 第8条(特約条項)の内容については、第1項の契約不適合に該当しない。

(危険負担)

第9条 本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が天災地変その他の甲又は乙のいずれの責に帰することのできない事由により滅失又は損傷し、修補が不能又は修補に過大な費用を要し、本契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、本契約を解除することができる。また、本契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。

- 2 甲は、売買物件の引渡し前に、前項の事由によって当該物件が損傷した場合であっても、修補することにより本契約の履行が可能であるときは、甲は、売買物件を修補して乙に引き渡すことができるものとする。この場合、修補行為によって引渡しが本契約に定める引渡しの時を超えても、乙は、甲に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできない。
- 3 第1項によって、本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに返還するものである。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第10条 乙は、本契約の締結の日から10年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、又は売買物件を第三者に貸してはならない。

- 2 乙は、国有財産売買契約締結の日から10年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

(実地調査等)

第11条 甲は、乙の前条に定める公序良俗に反する使用等に関して、甲が必要と認めるときは実地調査を行うことができる。

- 2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記事項証明書

その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。

- 3 乙は、正当な理由なく第1項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は前項に定める報告を怠ってはならない。

(違約金)

第12条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(1) 前条に定める義務に違反したとき 金(売買代金の1割) 円

(2) 第10条に定める義務に違反したとき 金(売買代金の3割) 円

- 2 前項の違約金は第13条第4項及び第16条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙が第10条に定める義務に違反したとき、又は次の各号の一に該当していると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。)が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

- 3 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 4 乙は、甲が第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(返還金等)

第14条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

- 2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

- 3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第15条 乙は、甲が第13条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないとき認められたときは、現状のまま返還することができる。

- 2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又は損傷しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に

支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第16条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第17条 甲は、第14条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が本契約に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第18条 本契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(信義誠実の義務・疑義の決定)

第19条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。


2 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。その際、甲が面会方式での協議が必要と認めたときは、乙は甲の指定の場所及び時間にて対面での協議を行わなければならない。

(裁判管轄)

第20条 本契約に関する訴えの管轄は、長野労働局所在地を管轄区域とする長野地方裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 国
契約担当官 長野労働局長 木村 聡 

乙 住所 (所在地)

氏名 (名称) 

物 件 調 書

土地の表示				
所	在	長野県中野市三好町一丁目928番1		
住居表示				
登記 載事	簿 項	地番	長野県中野市三好町一丁目928番1	
		地目	宅地	
		数量	211.63㎡	
接面道路の状況		東側2.2m市道		
法に 基づく 制限	建都 築市 基計 準画 法	都市計画区域	非線引都市計画区域	
		用途地域	第1種住居地域	
		地域・地区	-	
		建ぺい率	60%	
		容積率	200%	
		高度制限	-	
	防火指定	-		
	その他			
私道の負担等 に関する事項	私道負担	無	負担の内容	-
	道路後退	要	負担の内容	道路中心から2mセットバック
供給処理 施設の概要		配管等の状況	施設整備状況	施設整備の特別負担の有無
	電 気	接面道路配管 (有)・無		
	公 営 水 道	接面道路配管 (有)・無		
	公 共 下 水	接面道路配管 (有)・無		
	都 市 ガ ス	接面道路配管 (有)・無		
交通機関	鉄 道 等	長野電鉄長野線「信州中野」駅の南東方約500m		
公共施設	中 野 市 役 所	:約 0.2 km		
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・現況図のA1、K6を結んだ線の境界確定は行っていますが、境界確定協議書については未締結となっています。 ・給排水施設(汚水枡、雨水枡、止水栓、量水器、引込管等)は、現在使用しておらず、使用できないものとして取り扱っています。 ・雨水処理については、公共下水道の使用ができないため、当該敷地内での処理となります。 			

※物件調書は、購入希望者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ずご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

入札書類作成方法〔期間入札〕

【入札書の作成】

- 入札者の住所・氏名を記入し、実印を押印してください。
- 入札金額を算用数字で枠内に記入してください。（頭には¥マーク）
- 入札金額の訂正はできません。（訂正印があっても無効です。）書き損じた場合は新たな用紙に書き直してください。
- 回次・物件番号、入札者名を記入した入札書提出用封筒に入札書のみを入れ、封をしてください。

【入札保証金の納付】

- 最寄りの金融機関窓口において、入札保証金の振込みのために利用する各金融機関の所定用紙「振込依頼書」により、長野労働局指定の口座へ振り込んでください。
- 入札保証金額は計算例を参考に算出してください。

【入札保証金提出書・入札保証金振込証明書の作成】

- 入札者の住所・氏名（フリガナ）を記入し、実印を押印してください。
- 個人による入札の場合は、性別・生年月日も必ず記入してください。
- 振り込んだ入札保証金額を記入してください。
- 落札しなかった場合の返還先口座を正しく記入してください。
- 入札保証金振込用紙は、入札保証金の振込みのために利用する各金融機関の所定用紙「振込依頼書」を受け取っていただき、「入札保証金振込証明書」の裏面に張付してください。

【誓約書の作成】

- 所定の用紙を使用してください。
- 個人、法人の別に、該当するチェックボックスにチェックを入れてください。
- 日付、入札者の住所・氏名を記入し、実印を押印してください。

【法人による入札の場合：役員一覧の作成】

- 年度・回次・物件番号を記入してください。※入札書の年度・回次・物件番号を記入
- 法人名を記入してください。
- 法人の登記事項証明書に記載されている役員全員の役職名・氏名・フリガナ・生年月日・性別・住所を記入してください。

【代理人による入札の場合：委任状の作成】

- 年度・回次・物件番号を記入してください。※入札書の年度・回次・物件番号を記入
- 委任年月日を記入してください。
- 委任者の住所・氏名・電話番号を記入し、実印を押印してください。
- 委任者の印鑑証明書又はサイン証明（委任者が海外に在住の場合）を添付提出

【共有者との入札の場合】

- 各用紙において、共有者を○印で囲んだうえで、住所・氏名等必要事項を記入し、実印を押印してください。
- 各用紙においては、氏名を記入したうえで「持分 ○/○」と、それぞれの持分についても記入してください。

【入札関係書類提出用封筒】

- 入札関係書類提出用封筒に入札者の住所・氏名・電話番号を記入してください。
- 入札者の住所以外の場所に結果通知を送付希望の時のみ、送付先も記入してください。
- 入札関係書類提出用封筒に下記の書類を入れ、封をしてください。

—提出書類—（※封をする前に、再確認してください。）

入札書提出用封筒（入札書のみを入れ、のりづけしたもの）

入札保証金提出書・入札保証金振込証明書

誓約書

役員一覧（法人による入札の場合）

委任状、委任者の印鑑証明書（代理人による入札の場合）__

《 個人の単独名義での入札の場合 》

黒色のボールペン等消えない
筆記用具をご使用ください。
(鉛筆は不可)

入 札 書

契約担当官
長 野 労 働 局 長 殿

令和8年 6月 10日

提出日を記入

入札者 住所 ○○市□□町○○—○○
氏名 ○○ ○○ 実印 ⓐ

共有者 住所
・
代理人 氏名 ⓑ

年度・回次 物件番号	年度		回次	物件番号					
	0	8	1	1					
物件所在地	長野県中野市三好町一丁目928番1								
金額	億 千万 百万 拾万 万 千 百 拾 円 ¥ 9 9 9 9 9 9 9 9 9								

¥マークを必ず記入し、金額を右詰で記入

国有財産の一般競争入札公示書を承知のうえ、上記のとおり入札します。

- (注) 1 入札書は、物件ごとの専用用紙を使用してください。
2 代理人によって入札するときは、本人の住所、氏名のほか、代理人の住所、氏名を記入し、代理人の印のみを押印してください。
3 入札金額は、算用数字ではっきりと記載し、数字の前に必ず「¥」マークを記入してください。
4 入札金額を書き損じたときは、新たな用紙に書き直してください。
5 一度提出した入札書の変更又は取消しはできません。

※ 共有又は代理人による入札の場合は、該当する項目を○印で囲んでください。

《 個人の単独名義での入札の場合～返還先：ゆうちょ銀行以外 》

黒色のボールペン等消えない
筆記用具をご使用ください。
(鉛筆は不可)

入札保証金提出書

契約担当官 殿
歳入歳出外現金出納官吏 殿

令和8年6月10日

提出日を記入

	入札者		共有者・代理人 <small>※該当する場合は○印で囲んで記入してください。</small>	
郵便番号	1 2 3 0 1 2 3	性別	男・女	□□□□□□□□ 性別 男・女
住所	〇〇市〇〇町△-□-☆			
フリガナ	マルマル マルマル			
氏名	〇〇 〇〇	実印		印
生年月日	明治・大正 昭和・平成	12年3月4日	明治・大正 昭和・平成	年 月 日
電話番号	〇〇〇〇 - 〇〇 - 〇〇〇〇			

*法人の場合は、性別、生年月日の記入は不要です。別途役員一覧を提出してください。

下記の金額を国有財産入札保証金として提出します。 金融機関で振り込んだ金額を記入

振込金額	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
¥	9	9	9	9	9	9	9	9	9

¥マークを必ず記入し、金額を右詰で記入

※受付日 令和 年 月 日
 ※受付番号 No.
 ※整理番号 令和8年度第 号
 ※取扱者印

物件番号	年度	回次	物件番号
	0 8	1	1
物件所在地	長野県中野市三好町一丁目928番1		

落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、提出した入札保証金を下記口座に振り込んでください。

返還先	金融機関	厚生労働 長野	銀行・信用金庫・その他 本店・支店・営業部						
	預金の種類	普通・当座・通知・別段							
	口座番号	1	2	3	4	5	6	7	右詰で記入してください。
	ゆうちょ銀行 記号・番号								番号を右詰で記入してください。
	口座名義人 氏名	(フリガナ) マルマル マルマル 〇〇 〇〇							※ フリガナの記入もれに注意!

- (注) ① ※印以外全て記入してください。(ゆうちょ銀行の場合、支店等名の記入は不要です)
 ② 「入札者住所氏名」欄には必ず押印してください。
 ③ 「金融機関名」、「預金の種類」欄の該当する項目を○で囲んでください。
 なお、ゆうちょ銀行の場合、通常貯金総合口座以外は振込できません。
 ④ 法人による入札の場合は、別途「役員一覧」を提出してください。
 ⑤ 返還時は振込手数料分を差し引いた額をお返しいたします。

黒色のボールペン等消えない
筆記用具をご使用ください。
(鉛筆は不可)

入札保証金提出書

契約担当官 殿
歳入歳出外現金出納官吏 殿

令和8年 6月 10日

提出日を記入

入札者		共有者・代理人 <small>※該当する場合は○印で囲んで記入してください。</small>	
郵便番号	1 2 3 0 1 2 3 性別 (男)・女	□□□-□□□□ 性別 男・女	
住所	〇〇市〇〇町△-□-☆		
フリガナ	マルマル マルマル		
氏名	〇〇 〇〇 実印 (印)		(印)
生年月日	明治・大正 昭和・平成 12年 3月 4日	明治・大正 昭和・平成	年 月 日
電話番号	〇〇〇〇 - 〇〇 - 〇〇〇〇		

*法人の場合は、性別、生年月日の記入は不要です。別途役員一覧を提出してください。

下記の金額を国有財産入札保証金として提出します。 金融機関で振り込んだ金額を記入

振込金額	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
	¥	9	9	9	9	9	9	9	9

※マークを必ず記入し、金額を右詰で記入

※受付日 令和 年 月 日
 ※受付番号 No.
 ※整理番号 令和8年度第 号
 ※取扱者印

物件 番号	年度	回次	物件番号
	0 8	1	1
物件 所在地	長野県中野市三好町一丁目928番1		

落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、提出した入札保証金を下記口座に振り込んでください。

返 還 先	金融機関	銀行・信用金庫・その他 本店・支店・営業部	
	預金の種類	普通・当座・通知・別段	
	口座番号	右詰で記入してください。	
	ゆうちょ銀行 記号・番号	1 2 3 4 0 - 1 2 3 4 5 6 7 8	番号を右詰で記入してください。
	口座名義人 氏名	(フリガナ) マルマル マルマル 〇〇 〇〇	※ フリガナの記入もれに注意!

- (注) ① ※印以外全て記入してください。(ゆうちょ銀行の場合、支店等名の記入は不要です)
 ② 「入札者住所氏名」欄には必ず押印してください。
 ③ 「金融機関名」、「預金の種類」欄の該当する項目を○で囲んでください。
 なお、ゆうちょ銀行の場合、通常貯金総合口座以外は振込できません。
 ④ 法人による入札の場合は、別途「役員一覧」を提出してください。
 ⑤ 返還時は振込手数料分を差し引いた額をお返しいたします。

入札保証金振込証明書

黒色のボールペン等消えない
筆記用具をご使用ください。
(鉛筆は不可)

令和 8 年 6 月 10 日

提出日を記入

契約担当官 長野労働局長 殿

	入札者	共有者・代理人 <small>※該当する場合は○印で囲んで記入してください。</small>
郵便番号	1230123 性別 (男)・女	□□□□□□□□ 性別 男・女
住所	〇〇市〇〇町△-□-☆	
フリガナ	マルマル マルマル	
氏名	〇〇 〇〇 (実印) (印)	(印)
生年月日	明治・大正 昭和・平成 12 年 3 月 4 日	明治・大正 昭和・平成 年 月 日
電話番号	〇〇〇〇 - 〇〇 - 〇〇〇〇	

下記の金額を国有財産入札保証金として納付しました。 金融機関で振り込んだ金額を記入

振込金額	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
	¥	9	9	9	9	9	9	9	9

¥マークを必ず記入し、金額を右詰で記入

※受付日 令和 年 月 日
 ※受付番号 No.
 ※整理番号 令和8年度第 号
 ※取扱者印

物件 番号	年度	回次	物件番号
	0	8	1
物件 所在地	長野県中野市三好町一丁目928番1		

記載不要です

なお、金融機関の「振込受付書」については、裏面に貼付しました。

令和 年 月 日

上記の入札保証金は受入済であることを証明する。

長野労働局 歳入歳出外現金出納官吏
 厚生労働事務官 (印)

裏面に金融機関の発行する「振込受付書」の貼付をお願いします。

《 代理人による入札の場合 》

委 任 状

黒色のボールペン等消えない
筆記用具をご使用ください。
(鉛筆は不可)

令和 8 年 6 月 4 日


※ 委任年月日を記入

契約担当官


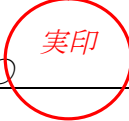
長 野 労 働 局 長 殿

物件：長野県中野市三好町一丁目928番1
(中野労働基準監督署第二課長宿舍跡地売払い)

下記の者を代理人と定め、入札に関する一切の権限を委任します。

代理人印	
------	-------------------------------------------------------------------------------------

※ 代理人が使用する印を鮮明に押印する

代理人	住 所	〇〇市〇〇町①-②
	(フリガナ)	サカサ カサカ
	氏 名	△△ △△  印
委任者	住 所	〇〇市〇〇町△-□-☆
	氏 名	〇〇 〇〇  印
	(電話番号)	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

- (注) ① 委任者の印鑑登録証明書を添付してください。
② 代理人の使用する印鑑をあらかじめ押印しておいてください。

《 法人による入札の場合に提出 》

黒色のボールペン等消えない
筆記用具をご使用ください。
(鉛筆は不可)

役員一覽

令和 8 年 6 月 10 日

提出日を記入

年度		回次	物件番号
0	8	1	1

法人名	長野労働 株式会社	記入漏れに注意！
-----	-----------	----------

※必ずフリガナを記入してください。

○印の記入漏れに注意！

役職名	フリガナ	生年月日	性別	住所
	氏名			
代表取締役	カノ ダイスケ	M T S H 11年 11月 11日	男 女	〇〇市〇町〇-〇
	長野 大輔			
取締役	カノ ハコ	M T S H 12年 12月 12日	男 女	〇〇市〇町〇-〇
	長野 花子			
取締役	マツモト タウ	M T S H 20年 2月 2日	男 女	〇〇市△町△-△
	松本 太郎			
		M T S H 年 月 日	男 女	
		M T S H 年 月 日	男 女	
<p>入札物件ごとに提出が必要です。 年度・回次・物件番号以外の部分を複写して、物件ごとに提出も可能です。</p>				
<p>本用紙に役員を記入しきれない場合は、長野労働局から用紙の配付を受ける等していただき、記入漏れのないようご注意ください。</p>				
		T S H 年 月 日	男 女	
		M T S H 年 月 日	男 女	
		M T S H 年 月 日	男 女	
		M T S H 年 月 日	男 女	

(注) 本様式には、法人の登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

別添第6号様式

個人の場合は上の□にレ点を、
法人の場合は下の□にレ点を入れてください

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に賃貸すること。

契約担当官 長野労働局長 殿

提出年月日を入れてください

年 月 日
住所又は所在地
氏名又は名称

住所・氏名を記入し、売払申請書
と同一の印鑑を押してください

Ⓜ

黒色のボールペン等消えない
筆記用具をご使用ください。
(鉛筆は不可)

入札書提出用

入札書在中

長野労働局

年度・回次	年度		回次	物件番号
物件番号	0	8	1	1
物件所在地	長野県中野市三好町一丁目928番 1			
入札者名				

(注意)

- 1 この封筒には入札書のみを入れて必ず封をしてください。
- 2 物件番号、物件所在地、入札者名を忘れずに記入してください。
- 3 入札書以外の提出書類は、この封筒と共に角2封筒に入れ、郵送（提出）してください。

切手を
貼ってください

〒 380-8572

長野市中御所1-22-1

簡
易
書
留

長野労働局総務部総務課

会計第三係（入札担当） 行き

入札関係書類在中

黒色のボールペン等消えない
筆記用具をご使用ください。
(鉛筆は不可)

提出書類

封をする前に再度確認してください。

- 入札書提出用封筒
(入札書のみを入れ、のり付けしたもの)
- 入札保証金提出書
(返還先金融機関、口座番号等を記載したもの)
- 入札保証金振込証明書
(金融機関の振込受付書を貼付したもの)
- 誓約書
(住所、氏名(法人名、代表者名)を記載した
もの)
- 役員一覧
(法人による入札の場合のみ必要です。)
- 委任状及び委任者の印鑑証明書
(代理人による入札の場合のみ必要です。)

入札者記入欄

住 所	(〒123 - 0123)
	〇〇市〇〇町△-□-☆ TEL 〇〇〇〇 - 〇〇 - 〇〇
氏 名	〇〇 〇〇 担当

※ 送 付 先	住 所	(〒 -)
	氏 名	TEL - -

入札者の住所以外の場所に
入札結果通知を送付する場
合のみ記入してください。

